

平成25年10月11日  
省エネルギー対策課

## 工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ案における 前回からの変更点について

平成25年8月27日に開催した、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会第1回工場等判断基準ワーキンググループ（以下「工場等判断基準WG」という）における審議を踏まえ、「取りまとめ案」を作成した。

前回からの変更点は以下のとおり。

### 変更点1. 電気需要平準化時間帯の設定（P11、12）

第1回工場等判断基準WGにおいては、電気の需給の状況を勘案し、電気需要平準化時間帯を、夏期（7～9月）においては平日9～20時、冬期（12～3月）においては平日8～21時とする案を事務局案として提示したところ、改正省エネ法の実効性の確保を踏まえ、電気需要平準化時間帯を夏期及び冬期ともに8～22時とする方向で検討することとなった。

なお、休日についても、改正省エネ法の実効性の確保の観点から、再度検討を行った。

その上で、電気需要平準化時間帯については、電気の需給の状況だけでなく、改正省エネ法の実効性の確保を踏まえた場合、平日と休日を区別せず一律に夏期・冬期の8～22時とすることが妥当であると考えられることから、これに従い変更を行った。

### 変更点2. 判断基準の見直し（P24～26）

第1回工場等判断基準WGにおいては、国全体としてエネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内とする観点からの評価係数 $\alpha$ の試算については、電気需要平準化時間帯を9～20時を前提として算出していた。

上述のとおり電気需要平準化時間帯を、夏期・冬期の8～22時とする方向で検討することとなったため、国全体としてエネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内とする観点からの評価係数 $\alpha$ の試算についても、同じデータを用いて、電気需要平準化時間帯を8～22時として再度算出した。算出結果は以下のとおり。

なお、WGの結論を踏まえ、評価係数 $\alpha$ は、1.3程度とすることとしている。

算出方法の視点	(新) 8～22時	(旧) 9～20時
(視点1) 電気を削減した時間帯に発電している電源の構成割合で一律に調整しているとみなす場合	<u>1.03</u>	1.03
(視点2) 一時間毎に実際に発電量が変化した電源を調整電源とみなす場合	<u>1.27</u>	1.31
(視点3) 電気需要平準化時間帯は揚水発電が調整電源であるとみなす場合	<u>1.48</u>	1.48

### 変更点3. テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告 (P35～40)

第1回工場等判断基準WGにおいて、テナントビルにおいては具体的にどのように電気需要平準化時間帯における電気使用量の報告を行うのか、という御質問をいただいた。

そのため、テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告について、現状の運用を踏まえ整理を行った。

### 変更点4. ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直し (P41～42)

その他の検討事項として、2011年にエネルギーマネジメントシステムの国際規格として、ISO50001が発行されたことを踏まえ、省エネ法に基づく判断基準の見直しの検討を行った。

### 変更点5. 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(案)について (P44～49)

第1回工場等判断基準WGにおいて、1-1(1)オに規定されている「需給が逼迫した状況」とは、どのような状況をいうのか明示しないと事業者にはわかりにくいという御指摘をいただいた。

また当該規定において、電気需要平準化に資する措置とエネルギーの使用の合理化の関係性を明確化するため、「エネルギーの使用の合理化が一時的に後退するとしても」と規定していたが、省エネ法において、「敢えて効率が悪くなったとしても、電気需要平準化に資する措置を優先する」ということを言わなくてもいいのではないかという御指摘をいただいた。(1-1(2)オ、1-2(1)・(2)オ、2-2(2)オも該当。)

そのため、「電気の需給の逼迫した状況」については、「政府が電気の需給のひっ迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給のひっ迫が予想される場合」と明示するとともに、「エネルギーの使用の合理化が一時的に後退するとしても」

については、「電気需要平準化を優先し」と変更した。

また、第1回工場等判断基準WGにおいて、「(産業部門の対策については明示されているが、) オフィスビル等の業務部門の電気需要平準化対策についても、労働環境の悪化に留意する旨明示すべき」との御指摘をいただいた。

そのため、3(1)①に、オフィスビル等の業務部門において、特に実施されている空調及び照明に関する電気需要平準化に資する取組について規定するとともに、それらの取組が労働環境の悪化につながらないように留意する旨、明示した。(3(1)①ア・イが該当部分)

その他指針について、分かりやすさの観点から文言の修正を行った。

#### 変更点6. 電気需要平準化に関し事業者(荷主)が取り組むべき措置に関する指針(案)について(P66、67)

改正省エネ法第59条第2項に基づき、荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(案)を作成した。